

穴水町なりわい再生支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震によって、穴水町内に所在する施設や設備等が被災した中小企業者等の事業再建及び経営安定を図るため、穴水町なりわい再生支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、石川県なりわい再建支援補助金交付要綱（令和6年2月28日施行）（以下「県要綱」という。）で使用する用語の例とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 次の各号に掲げるいずれかの支援（以下「県補助金等」という。）の額の確定を受けている者。

ア 石川県なりわい再建支援補助金

イ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」

ウ 中小企業者持続化補助金「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」

(2) 県補助金等の交付を受けた事業者であって、県補助金等の対象となる施設及び設備等が町内に所在し、町税の滞納がない者とする。この場合において、町外にも施設及び設備等を有する場合は、町内に有する部分のみが交付の対象となるものとする。

(補助対象の交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は交付対象者から除外するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 宗教上の組織又は団体

(3) 政治団体

(4) その他町長が適当ではないと認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、県補助金等の補助対象となるもののうち、自己負担となる経費とする。ただし、穴水町外に位置する施設及び設備における復旧に要する経費は交付の対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合、それを切り捨てた額）とし、上

限を100万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、穴水町なりわい再生支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金等の額の確定通知書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
- (3) 住民票の写し
- (4) 宣誓・同意書(様式第2号)
- (5) 補助対象経費で、町が負担する分の費用の見積書及び請求書

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、穴水町なりわい再生支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第9条 申請者は、前条の通知があったときは、穴水町なりわい再生補助金請求書(様式第4号)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理した際は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第10条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

2 町長は、第1項の取消しをしたときは、穴水町なりわい再生支援補助金交付取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、穴水町なりわい再生支援補助金返還命令書(様式第6号)により、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前条第2項の規定による取消しの決定に基づき返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(調査等)

第12条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、関係資

料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

この要綱は、令和8年6月18日から施行し、令和6年1月1日から適用する。